

坂出市余裕期間設定工事（フレックス方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要綱は、余裕期間による柔軟な工期の設定により施工時期の平準化を図り、円滑な施工体制を確保するために試行する余裕期間設定工事（フレックス方式）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「余裕期間」とは、契約締結日から工事開始日の前日までの期間をいう。

2 この要綱において「工事開始日」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備を開始する日をいう。

3 この要綱において「実工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備および後片付けを含めた期間をいう。

4 この要綱において「現場着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う調査・測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務等をいう。）に着手する日をいう。

（対象工事）

第3条 発注者は、余裕期間を設定することが有益であると想定される工事の中から指定し、入札公告等で余裕期間設定工事（フレックス方式）である旨を明示した工事を対象とする。

（工事開始日の期限および現場着手日）

第4条 工事開始日の期限は、契約締結の翌日から起算して30日以内（土日祝日を含む。）かつ工期の終期日までとし、受注者は、工事開始日の期限内の任意の日を工事開始日とすることができる。

2 受注者は、契約締結の日までに工事開始日を設定し、工事着手届に記載することにより発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、特別の事情がない限り、前項の規定により発注者に通知した工事開始日以降30日以内に現場着手しなければならない。

（工期の終期日）

第5条 工期の終期日は、発注者が示した工事完成期限までの間で、任意に設定することができる。

2 受注者は、契約締結日までに工期の終期日を設定し、工事着手届に記載することにより発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、発注者が示す工事完成期限までに工事を完成させるものとする。

るが、その期限を超えて工期の延長が必要な場合には、坂出市工事請負契約約款（平成18年坂出市要綱第8号）第21条の規定に基づき延長の請求を行い、発注者は、その必要性を判断の上、延長を決定するものとする。

（前払金の請求）

第6条 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求することができない。

（工事開始日までの現場管理等）

第7条 契約締結日から工事開始日の前日までの期間における工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、施工に先だって行う調査・測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務等の準備工事を含め、現場着手してはならない。

（技術者等の配置）

第8条 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者または監理技術者（特例監理技術者）、監理技術者補佐（特例監理技術者を配置する場合）および現場代理人を配置することを要しない。

（経費の負担）

第9条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

（入札公告等における記載）

第10条 発注者は、入札公告等および特記仕様書に坂出市余裕期間設定工事（フレックス方式）である旨を明示するものとする。

（工事請負契約書における記載方法）

第11条 余裕期間設定工事（フレックス方式）に係る工事請負契約書における工期の記載は、発注者に通知した工事開始日から工期の終期日までの期間としなければならない。

（アンケート調査の実施）

第12条 発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はそれに協力するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。